宿泊約款

不老ふ死温泉

（適用範囲）

第1条1項　当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2項　当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第2条1項　当館に宿泊契約の申込をしようとする方は、次の事項を当館に申し出て頂きます。

(1) 宿泊者名
(2) 宿泊人数
(3) 宿泊日及び到着予定時刻
(4) 宿泊者の住所・電話番号
(5) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
(6) その他当館が必要と認める事項

2項　宿泊客が、宿泊中に前項第(3)号の宿泊日を超えて宿泊継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（ 宿泊契約の成立等）

第3条1項　宿泊契約は、当館が前条の申込を承諾したときに成立するものとします。 ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2項　当館がインターネットに誤った料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾をした場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べ著しく低廉であるときは当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又は案内がない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。

3項　当館は宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約確認のお電話を差し上げる事があります。

4項　第一項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える場合は3日間）の基本宿泊料限度として当館が定める申し込み金を、当館が指定する日までにお支払いいただくことがあります。

5項　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

（宿泊契約締結の拒否）

第4条　当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込がこの約款によらないとき
(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき
(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
　ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
　ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
(6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者（以下「特定感染症の患者」という。）であるとき。
(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的範囲を超える負担を求められたとき
(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊いただくことができないとき
(9) 青森県の条例の規定に該当するとき

（宿泊客の契約解除権）

第5条1項　宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2項　当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合第17条に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、やむを得ない事由についてはこの限りではありません。
3項　当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の19時(予め到着時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。
4項　天候により、または止むを得ない事情により海辺の露天風呂を始めとする当館各施設の一部が使用できないことを理由とするｷｬﾝｾﾙに関しては、第17条に掲げるところにより違約金を申し受けます。

（当館の契約解除権）

第6条1項　当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき
(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
(6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
(7) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
(8) 青森県の条例の規定する場合に該当するとき
(9) 寝室での寝たばこ、消防設備などに対するイタズラ、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る)に従わないとき
(10) 偽名で宿泊していることが判明したとき
※　宿泊約款違反で警察に通報致します。
(11) 宿泊している部屋に、宿泊者登録しているお客様以外の者を当館の許可なく招き入れた場合。
それが発覚した時点で直ちに宿泊契約を解除し、当館から退去して頂きます。
面会については、ロビー(9時～18時まで)または、レストラン営業時間内に限ります。
客室内での面会は固くお断り致します。

2項　当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金は頂きません。

（宿泊の登録）

第7条1項　宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
＊ 宿泊客の偽名使用が判明した場合は、宿泊約款違反で警察に通報致します。
(2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
(3) 出発日および出発予定時刻
(4) その他当館が必要と認める事項
2項　宿泊客が第10条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカードなど通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第8条1項　宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、14時から翌朝10時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
2項　当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
(2) 超過6時間までは、室料相当額の50%
(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%
3項　前項の室料相当額は、基本宿泊料から入湯税分を差し引いた額の70%とします。

（利用規則の遵守）

第9条1項　宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従って頂きます。
2項　当館の主な施設などの営業時間は次のとおりとし、その他の施設の詳しい営業時間は
別紙をご覧下さいませ。
(1) 新館フロント時間: 6時　～　21時まで
(2) 飲食等(施設)サービス時間

新館1F
・朝食・・・・7時～9時まで
・夕食・・・・17時～21時まで
※夕食の最終スタートは19時とさせて戴きます

前項の時間は、必要上やむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には、
適当な方法をもってお知らせします。

（お支払いについて）

第10条1項　宿泊客が支払うべき宿泊料金などの内訳は、別表1に掲げるところによります。
2項　前項の宿泊料金などの支払いは、通貨または当館が認めた宿泊券、クレジットカードなど、これに
代わる方法により、宿泊客の出発の際、または当館が請求した時、フロント又は自動精算機において
行って頂きます。
3項　当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合に
おいても、宿泊料金は申し受けます。
4項　宿泊客が当日に当館を予約された場合は、チェックインの際にその宿泊代を頂戴致します。

（　当館の責任について　）

第11条　1項　当館は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により
宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき
事由によるものでないときは、この限りではありません。
2項　当館は消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災などに対処するため、旅館賠償
責任保険に加入しております。
3項　当館は、海沿いに面している自然豊かな場所に位置しているため、当然虫なども多く生存しております。
館内表示および口頭でも注意を促しておりますが、屋内外でその虫に刺される事等は
当館の責任ではございませんので、免責とさせて戴きます。
4項　悪天候でお客様の身に危険が及ぶ可能性のある場合は、海辺の露天風呂の使用は禁止させて頂きます。
その場合の露天風呂の使用不可については、天候が原因であり、当館の責任では
ございませんので、免責とさせて戴きます。
5項　ご自分の体の不調を、医師の診断なく当館の責任と断定して金銭を要求される宿泊客が稀に
いらっしゃいますが、医師の診断書、保健所からの報告のないものにつきましては、免責とさせて戴きます。
保健所により食中毒等の原因が当館の責任と断定された場合にのみ、補償致します。
不合理な要求・恐喝があった場合は警察に通報し、法的手段をとらせて戴きます。

（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

第12条1項　当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件
による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2項　当館は前項の規定に関わらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を
宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことに
ついて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物などの取り扱い）

第13条1項　宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損などの
損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、
現金及び貴重品については、当館がその種類および価格の明告を求めた場合であり、宿泊客がそれを
行わなかったときは、当館は10万円を限度として、その損害を賠償します。
2項　宿泊客が、当館内にお持込になった物品または現金ならびに貴重品であって、フロントにお預けに
ならなかったものについて当館の故意または過失により滅失、毀損などの損害が生じたときは、
当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価格の明告のなかった

ものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館は
その損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

第14条1項　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに
限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2項　宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合
において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともに、その指示を
求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しない時および
予約時に宿泊者より自宅への一切の電話連絡を断る旨の申し出があった場合は、原則、発見日を含め
10日間保管し、その後貴重品においては、最寄の警察署に届けます。
貴重品以外の手荷物については、半年経過後に当館にて処分致します。

（駐車場の責任）

第15条　宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当館は場所を
お貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に
当たり、当館の過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）
第16条　宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を
賠償して頂きます。
＊ 喫煙また、過度な香水やお香等の匂いにより、客室の販売ができない場合は、匂いが消えるまでの日数にて
損失額を頂戴いたします。
＊ 寝具へのおもらし・嘔吐物による損害・・・クリーニング代として掛・敷き布団各々実費を頂戴致します。

【キャンセルポリシー】
第17条　契約解除の通知を受けた日を基準に以下の料率にてご請求いたします。

別表1　【 宿泊料金 等の算定方法 】

宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料(室料+朝・夕食料)
	追加料金	(2)その他の利用料金
	税金	イ、消費税
		ロ、入湯税

別表2　【　違約金表 】

		ﾉｰｼｮｳ	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	14日前	30日前
宿泊予約 人数	1～14名	100%	100%	50%	30%	20%	10%				
	15～50名	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	50%	20%	10%
	51名～	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	50%	30%	10%
食事のみ	1～14名	100%	100%	20%							
	15～50名	100%	100%	70%	50%	30%	20%	10%	10%		
	51名～	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	30%	20%	10%

※ 旅行会社を通じて予約された場合には、旅行会社のキャンセル料率が
優先される場合がございます。
※ プランによりキャンセル料率が異なる場合がございます。その際はプランの料率が適用となります。
※ ノーショウとは「キャンセルされる旨の連絡も無くお客様が宿泊されなかった」場合を指します。
※ 悪天候により、交通機関が運航しなかった場合、お身内の不幸など已むを得ない場合は
この料金表に該当しません。
※ 違約金は予約内容の「全部の取消」にかかります。